

予 算 概 要

(予算概要)

平成27年度援護関係予算(案)の概要

【26年度予算】	【27年度予算案】
32,555百万円	→ 30,335百万円
※社会・援護局(援護)計上分	20,590百万円
※社会・援護局(社会)計上分	9,745百万円

戦後70周年関連における取組(☆の事項)

2,388百万円

1 援護年金	<u>17,399百万円</u> → <u>14,576百万円</u>
	(受給人員 9,524人 → 8,351人)
2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給	
☆ 支給事務経費 (支給対象件数 123万件)	<u>477百万円</u>
☆3 戦没者遺骨収集帰還の促進	<u>1,498百万円</u> → <u>1,649百万円</u>
(1) 硫黄島遺骨収集帰還事業	1,061百万円 → 1,060百万円
(2) 南方・旧ソ連地域遺骨収集帰還事業	437百万円 → 588百万円
ア 情報収集	235百万円 → 361百万円
イ 遺骨収集帰還	202百万円 → 227百万円
4 戦没者慰霊事業等	<u>721百万円</u> → <u>798百万円</u>
(1) 慰霊巡拝等	303百万円 → 279百万円
ア 慰霊巡拝	102百万円 → 105百万円
イ 慰霊碑の補修等	123百万円 → 98百万円
ウ 遺骨・遺留品伝達	16百万円 → 16百万円
エ 戦没者遺骨に係るDNA鑑定	62百万円 → 60百万円
(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等	283百万円 → 369百万円
ア 慰霊友好親善事業	272百万円 → 351百万円
☆ 洋上慰霊の実施 (洋上慰霊参加者 400人)	<u>188百万円</u>
イ 民間建立慰霊碑等整理事業	11百万円 → 17百万円

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費 135百万円 → 150百万円

☆ 国費負担参列遺族の増員等 15百万円

国費負担参列遺族等の人数を各都道府県5名増員（うち、1名は18歳未満の遺族）

5 昭和館・しょうけい館事業 622百万円 → 678百万円

☆ 特別企画展の開催、展示内容の充実 59百万円

6 中国残留邦人等の援護等 11,295百万円 → 11,205百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援等 11,121百万円 → 11,058百万円

ア 支援給付の実施等 11,017百万円 → 10,856百万円

イ 配偶者支援金の支給 104百万円 → 187百万円

ウ 中国残留邦人等実態調査の実施 0 → 16百万円

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費22百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の整備 173百万円 → 146百万円

※ 百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

参 考 资 料

1. 平成27年度予算案事項別内訳

厚生労働省社会・援護局(援護関係)

事 項	平成26年度	平成27年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予 算 案	増 減 額	
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	22,848,879	20,590,281	▲ 2,258,598	
(項) 厚生労働本省共通費	2,671	2,671	0	
厚生労働本省一般行政に必要な経費	2,671	2,671	0	
(項) 遺族及留守家族等援護費	18,816,173	16,420,802	▲ 2,395,371	
遺族及留守家族等の援護に必要な経費	18,816,173	16,420,802	▲ 2,395,371	
援護審査会経費	1,459	1,226	▲ 233	
戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費	17,498,045	14,672,064	▲ 2,825,981	援護年金の支給 17,399百万円 → 14,576百万円
戦傷病者特別援護経費	413,169	396,262	▲ 16,907	1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施 (しよけい館の運営費) 157百万円 → 181百万円 2 医療費の支給 179百万円 → 157百万円 3 特別援護費関係 ・療養手当 月額 30,300円 → 30,300円 ・葬祭費 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者留守家族等援護経費	21,823	19,526	▲ 2,297	葬祭料 単価 206,000円 → 206,000円
未帰還者に関する特別措置経費	716	716	0	
戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の支給事務に必要な経費	403,421	823,538	420,117	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給(支給事務に要する経費等) 0 → 477百万円
昭和館等に係る経費	477,540	507,470	29,930	昭和館運営費 465百万円 → 497百万円
(項) 戦没者慰霊事業費	2,266,709	2,493,276	226,567	
戦没者遺骨処理等諸費	1,801,997	1,928,942	126,945	1 遺骨収集帰還関連事業 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島 ④インドネシア ⑤パラオ ⑥沖縄 ⑦硫黄島 ○旧ソ連地域(⑧ハバロフスク ⑨沿海 ⑩イルクーツク ⑪アムール ⑫ユダヤ自治州 ⑬ブリヤート共和国) 2 慰霊巡拝 ①フィリピン ②東部ニューギニア ③インドネシア ④パラオ ⑤北ボルネオ ⑥中国 ⑦硫黄島 ○旧ソ連地域(⑧ハバロフスク ⑨沿海 ⑩ザバイカル ⑪イルクーツク ⑫ウズベキスタン) 3 慰霊碑の補修等 4 遺骨・遺留品の伝達 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定 1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業等 283百万円 → 369百万円(※) ※洋上慰霊の実施 2 千島ヶ淵戦没者墓苑納骨経費 43百万円 → 41百万円
戦没者追悼式挙行等に必要な経費	464,712	564,334	99,622	

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
(項) 中国残留邦人等支援事業費	1,415,205	1,313,422	▲ 101,783	
中国残留邦人等の支援事業に必要な経費	1,415,205	1,313,422	▲ 101,783	
中国残留邦人等に対する生活支援	556,883	516,623	▲ 40,260	・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納 100百万円 → 67百万円
定着自立援護	418,890	409,682	▲ 9,208	・「支援・相談員」の配置 425百万円 → 419百万円
帰国受入援護	409,004	356,984	▲ 52,020	・永住帰国見込世帯人員 11世帯28人 → 8世帯 18人
身元調査等	30,428	30,133	▲ 295	・一時帰国見込世帯人員 104世帯185人 → 93世帯 169人
(項) 恩給進達等実施費	348,121	360,110	11,989	・訪中調査対象孤児数 8人 → 8人
恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費	348,121	360,110	11,989	・訪日調査対象者数 1人 → 1人
資料整備諸費	301,892	313,802	11,910	
戦没者叙勲等の進達等に必要な経費	3,339	3,339	0	
旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費	42,890	42,969	79	

社会・援護局(社会)計上分	9,706,017	9,744,994	38,977	
(項) 生活保護費	9,706,017	9,744,994	38,977	
中国残留邦人等に対する生活支援	9,706,017	9,744,994	38,977	
中国残留邦人生活支援給付金	9,603,297	9,559,523	▲ 43,774	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
配偶者支援金	102,720	185,471	82,751	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(項) 地域福祉推進費	150億の内数	100億の内数	▲50億円	
中国残留邦人等に対する生活支援	150億の内数	100億の内数	▲50億円	・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	32,554,896	30,335,275	▲ 2,219,621	
社会・援護局(援護)計上分	22,848,879	20,590,281	▲ 2,258,598	
社会・援護局(社会)計上分	9,706,017	9,744,994	38,977	

(参考) 平成27年度予算案 地方公共団体等予算事項別内訳

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
社会・援護局(援護)計上分	985,646	1,339,920	354,274	
(項) 遺族及留守家族等援護費	430,007	797,851	367,844	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	425,143	792,987	367,844	
(目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費	68,767	68,692	▲ 75	
(目細) 留守家族等援護事務委託費	43,065	30,537	▲ 12,528	1 留守家族等援護 117千円 2 未帰還者特別措置 225千円 3 戦傷病者特別援護 30,195千円
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	313,311	693,758	380,447	
(目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金	4,864	4,864	0	沖縄県
(項) 戦没者慰霊事業費	22,033	21,937	▲ 96	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	3,051	2,958	▲ 93	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	3,051	2,958	▲ 93	
(目) 遺骨収集帰還等委託費	18,982	18,979	▲ 3	沖縄県
(項) 中国残留邦人等支援事業費	498,314	484,841	▲ 13,473	
(目) 遺族及留守家族等援護事務委託費	498,314	484,841	▲ 13,473	
(目細) 特別給付金等支給事務委託費	212	212	0	
(目細) 引揚者等援護事務委託費	498,102	484,629	▲ 13,473	「支援・相談員」の配置 419,021千円
(項) 恩給進達等実施費	35,292	35,291	▲ 1	
(目) 旧軍関係調査事務等委託費	35,292	35,291	▲ 1	
(目細) 旧軍関係調査事務等委託費	5,504	5,498	▲ 6	
(目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費	29,788	29,793	▲ 5	1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,523千円 2 戦没者叙勲等進達関係 3,270千円

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
社会・援護局(社会)計上分	9,706,017	9,744,994	38,977	
(項) 生活保護費	9,706,017	9,744,994	38,977	
(目) 生活扶助費等負担金	4,749,121	4,590,813	▲ 158,308	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,646,401	4,405,342	▲ 241,059	・中国残留邦人等に対する支援給付の実施
(小事項) 配偶者支援金	102,720	185,471	82,751	・特定配偶者に対する配偶者支援金の支給
(目) 医療扶助費等負担金	4,817,760	5,017,758	199,998	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	4,817,760	5,017,758	199,998	
(目) 介護扶助費等負担金	139,136	136,423	▲ 2,713	
(小事項) 中国残留邦人生活支援給付金	139,136	136,423	▲ 2,713	
(項) 地域福祉推進費	150億の内数	100億の内数		
(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金	150億の内数	100億の内数		・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 予 算 案	対前年度 増 減 額	備 考
援護関係合計	10,691,663	11,084,914	393,251	
社会・援護局(援護)計上分	985,646	1,339,920	354,274	
社会・援護局(社会)計上分	9,706,017	9,744,994	38,977	

2. 援護年金について

援護年金額は、恩給と同様に平成19年度から公的年金の引上率（物価上昇率等により決定）を基準に自動改定する仕組みを導入している。

平成27年度の援護年金額は、公的年金の引上率を基準に算出した改定率が1以下であれば、額は据置きとなる。

（1）障害年金（年額）

障害の等差	基本額	扶養親族加給	特別加給
特別項症	障害の状態に応じ、	○戦傷病者の配偶者：193,200円	27万円
第1項症・ 第2項症	○公務傷病 9,729,100円	○その他の扶養親族（子・孫・父母・祖母）（※）	21万円
第3項症～ 第6項症	～961,000円 ○勤務関連傷病 7,417,100円	【戦傷病者に配偶者がいる場合】 1人目・2人目：72,000円/人、 3人目～：36,000円/人	—
第1款症～ 第5款症	～743,000円	【戦傷病者に配偶者がいない場合】 1人目：132,000円、2人目：72,000円、 3人目～：36,000円/人	

※ 第2款症から第5款症までの扶養親族加給は、配偶者加給193,200円のみ。

※ 戦傷病者の配偶者以外の扶養親族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

（2）遺族年金・遺族給与金（年額）

① 対象者

戦没者と生計関係のあった遺族に支給され、支給の優先順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順である。

この順位の最も高い者を「先順位者」といい、その他の者を「後順位者」という。

※ 戦没者の配偶者以外の遺族については、年齢や障害のため生活資料を得ることができないこと等の要件がある。

② 支給額

死亡の原因等	先順位者への支給	後順位者への支給
公務死亡	1,966,800円	72,000円/人
勤務関連死亡・公務重症平病死	1,573,500円	56,400円/人
平病死（公務軽症者・勤務関連重症者）	557,600円	—
平病死（勤務関連軽症者）・公務傷病併発死	456,400円	—
勤務関連併発死	335,000円	—

※ 「平病死」とは、障害年金の受給者が、その給付の原因となった公務傷病等以外の事由により死亡することをいう。

「併発死」とは、公務傷病等にかかり、在職期間又は退職後一定期間内に死亡し、かつ、公務傷病等と死亡の因果関係が不明確な場合をいう。

3 援護年金等受給者数について

(1) 援護年金受給者数	8,819人 (平成27年1月末)
① 障害年金	1,322人
② 遺族年金、遺族給与金	7,497人
(2) 各種特別給付金等	(平成27年1月末)
① 第二十七回特別給付金(200万円)国債発行請求件数 (戦没者等の妻に対する特別給付金)	42,577件
② 第二十三回特別給付金(100万円～15万円)国債発行請求件数 (戦傷病者等の妻に対する特別給付金)	21,749件
③ 第二十六回特別給付金(100万円)国債発行請求件数 (戦没者の父母等に対する特別給付金)	27件
④ 第八回特別弔慰金(40万円)国債発行請求件数 (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金)	1,271,558件

4 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

〔平成23年8月5日
閣議決定〕

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号。以下「特別措置法」という。）第13条第1項の規定に基づき、特別措置法第2条に定める戦後強制抑留者（以下「抑留者」という。）に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置（以下「実態調査等」という。）を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を以下のとおり定める。

1 実態調査等に関する基本的方向

（1）これまでの経緯

- ・ 昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後、ソヴィエト社会主義共和国連邦（当時）（以下「旧ソ連」という。）又はモンゴル人民共和国（当時）（以下「モンゴル」という。）の地域において抑留された抑留者は、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって、劣悪な環境下で強制抑留され、多大な苦難を強いられ、その間において過酷な強制労働に従事させられた。昭和21年から昭和33年までの間に、旧引揚援護院、旧復員庁等において、旧ソ連又はモンゴルの地域から帰還した者に対する聴取り、留守家族から提出された未帰還届等に基づいて調査した結果、抑留者は約57万5千人、強制抑留下において死亡した抑留者（以下「抑留中死亡者」という。）は約5万5千人と推計している。
- ・ 抑留中死亡者については、昭和21年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第7号）に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 一方、埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和31年12月12日の「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」（以下「日ソ共同宣言」という。）の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ また、旧ソ連と協議を行い、昭和36年から関係者遺族等による墓参を実施した。
- ・ 昭和63年7月1日には、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等を目的として平和祈念事業特別基金（以下「平和基金」という。）が設立され、抑留者等に対して慰藉の念を示す事業を行った。
- ・ 平成3年4月18日には、「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」（以下「日ソ協定」という。）が締結された。
- ・ 日ソ協定においては、抑留中死亡者の名簿の提出、埋葬地に関する資料の提出、遺骨及び所持品の引渡し、埋葬地の保存、慰霊碑の建立、墓参の実施等に関する措置が定められた。
- ・ 平成22年6月16日、抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講ずるとともに、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本方針の策定について定めることを目的とする特別措置法が成立した。

（2）実態調査等に関する基本的方向

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者（以下「民間団体等」という。）の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

2 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

（1）抑留中死亡者についての調査（その埋葬された場所についての調査等を含む。）

ア これまでの取組

- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者については、昭和21年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和31年

の日ソ共同宣言の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等に対して死亡者名簿等の情報提供を求め、死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供された。
- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者は約5万3千人と推計しており、ロシア連邦等から提供された資料と死亡者名簿等の記録資料（以下「日本側資料」という。）との照合調査を進めている。
- ・ 平成21年3月には、資料が提供されていない約1万2千人及び照合調査によっても資料の特定に至らない約9千人の合計約2万1千人のデータをロシア連邦に提供し、更なる調査と資料の提供を要請した。
- ・ 平成22年4月までに、ロシア国立軍事古文書館（以下「古文書館」という。）が保有する抑留者登録カード（約70万枚、以下「登録カード」という。）が提供された。登録カードと日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに新たに1,854名の抑留中死亡者に関する資料を特定し、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は3万3,880人となった。
- ・ モンゴルにおける抑留中死亡者は約2千人と推計しており、平成3年以降、順次同国から名簿の提供を受け、日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は1,429名となった。
- ・ 照合調査の結果、資料の特定に至った抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、遺族の所在を調査し、遺族が判明した場合には、本籍地の都道府県を通じ、ロシア連邦等及びモンゴル国から得られた情報を遺族にお知らせしている。

イ 措置の実施に関する基本的事項

- ・ 民間団体等の協力も得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者についての調査を進める。また、現在進めている登録カードを活用した照合調査を速やかに行う。さらに、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づき国立公文書館への移管を進める。
- ・ 資料の特定に至った抑留中死亡者について、遺族の所在を引き続き調査し、得られた情報を遺族にお知らせする。

(2) 抑留中死亡者の遺骨及び遺留品についてのその収容及び本邦への送還 その他の必要な措置

ア これまでの取組

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等から死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供されたほか、平成3年度から遺骨帰還事業を実施し、埋葬地の調査を行い、収容可能と判断された埋葬地について遺骨を収容し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1万8,690柱の遺骨が帰還した。
- ・ モンゴル国においては、平成6年度から遺骨帰還事業を実施し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1,804柱の遺骨が帰還した。
- ・ また、平成15年度から、死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、遺族から適切な検体が提供され、遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、DNA鑑定を行っている
- ・ 死亡者名簿等から推定できる関係遺族については、「戦没者遺族のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族からの申請に基づきDNA鑑定を行い、平成22年度末までに801柱の遺骨の身元が判明し、遺族が居住する都道府県を通じ、収容した遺骨を遺族にお渡ししている。
- ・ さらに、日ソ協定に基づき、ロシア連邦等の協力を得つつ、遺留品を収集し、遺族が判明した場合には、遺族が居住する都道府県を通じ、遺留品を遺族にお渡ししている。

イ 措置の実施に関する基本的事項

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、平成27年度に向けて埋葬地の調査を引き続き行い、遺骨帰還事業を進める。
- ・ 遺族が判明する可能性がある場合、DNA鑑定を引き続き行い、DNA鑑定等により身元が判明した場合には、収容した遺骨及び遺留品を遺族にお渡しする。

(3) (1) 又は(2)に掲げる措置と併せて行う抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、抑留者に係

る強制抑留の実態に関する情報等の収集を引き続き行う。また、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律に基づき国立公文書館への移管を進める。

3 抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

(1) これまでの取組

- ・ 平和基金では、昭和63年から、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者に対して慰藉の念を示す事業として、慰労金の支給事業、慰労品の贈呈事業、平和祈念展示資料館における資料の展示、慰霊碑の建立（千鳥ヶ淵）などを実施してきた。
- ・ 平和基金は、特別措置法の成立に伴い、平成22年9月末をもって、特別給付金支給事業以外の業務を全て終了した。
- ・ そこで、平和基金から承継した、労苦に関する資料の平和祈念展示資料館における展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理を行っている。
- ・ 旧ソ連地域等において、昭和36年から埋葬地が特定されている地域を中心に墓参を実施してきたが、平成15年度以降、埋葬地場所の特定の有無にかかわらず、各地方、州ごとに広く遺族の参加を求め、全ての遺族を対象として慰霊巡拝を実施した。
- ・ 平成7年7月31日に旧ソ連地域のハバロフスク市に、平成13年10月15日にモンゴル国のウランバートル市に戦没者慰霊碑を建立した。
- ・ 旧ソ連地域の中で遺骨帰還事業が実施できない地域（11地域）に小規模慰霊碑を建立した。

(2) 措置の実施に関する基本的な事項

- ・ 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理並びに慰霊巡拝及び海外慰霊碑の建立・管理を引き続き行い、抑留者の労苦の国民の理解及び後代の国民への継承並びに抑留中死亡者の追悼のための取組を引き続き推進する。
- ・ 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携を図る。

- ・ 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との適切な連携を図る。

4 実態調査等として行う措置のうち2及び3以外の措置の実施に関する

基本的事項

- ・ 関係省庁の取組（基本方針に具体的な定めのないものを含む。）を整理し、実施状況を適切に公表する。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、民間団体等の研究の促進に努める。

5 実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関

する基本的事項

- ・ 必要な情報や意見の交換を行い、関係省庁が適切に連携協力して取り組む。

6 実態調査等についての地方公共団体及び民間団体等との連携に関する

基本的事項

- ・ 地方公共団体と連携しつつ、民間団体等の協力を得て取り組む。

7 その他実態調査等に関する重要事項

- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

5 昭和館・しょうけい館について

昭和館

- ・ 戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えていくために、厚生労働省が開設した国立の施設(平成11年3月)。
- ・ 常設展示室での実物資料の展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行う。
- ・ 春夏に特別企画展を開催。



- ・ 昭和館HP <http://www.showakan.go.jp>
- ・ 地下鉄「九段下」駅4番出口から徒歩1分

しょうけい館

- ・ 戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料・情報の収集、保存、展示により、後世代にその労苦を伝えていくため、厚生労働省が開設した国立の施設(平成18年3月)。
- ・ 常設展示室での展示、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行う。
- ・ 春夏に企画展を開催



- ・ しょうけい館HP <http://www.shokeikan.go.jp>
- ・ 地下鉄「九段下」駅6番出口から徒歩1分

三館連携の取組

戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携を図るため、昭和館、しょうけい館、平和祈念展示資料館による連携を推進している。
平成27年度は特別企画展の実施や三館連携スタンプラリーの開催を予定している。

6 援護関係資料の国立公文書館への移管について

《趣旨・目的》

○旧陸海軍等が作成した人事関係資料を含む戦没者等援護関係の資料は、これまで援護年金の支給や戦没者の慰霊事業（遺骨帰還・慰霊巡拝）などの援護関係業務のため使用してきた。

○これら資料について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、資料の公開と後世への伝承等を図ることを目的として、戦後70周年にあたる平成27年度までの5カ年で、電子化を図った上で、原本は、原則として、国立公文書館へ移管することとしている。

（平成23年度から5カ年計画で移管）

厚生労働省

戦没者等援護関係資料
（留守名簿、履歴原表、死亡者連名簿等）

国立公文書館

○電子化した資料に基づき、引き続き援護関係業務を実施

《移管後の資料》

○移管後の資料は、国立公文書館において、特定歴史公文書等として原則永久保存

○利用請求がなされた場合は、個人情報等の利用制限事由を除き、利用者へ公開